

1. 本ガイドラインの適用範囲

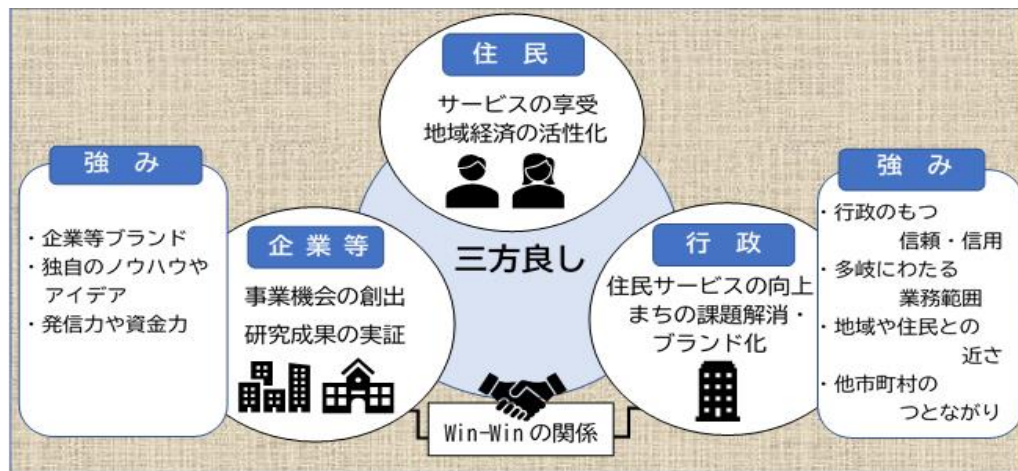
本ガイドラインでは「公民連携」を次表のように分類し、そのうち「民間との新たなパートナーシップ」を適用範囲とします。

公有資産の活用による事業創出	民間による公共サービスの提供	民間との新たなパートナーシップ
・ 広告事業 ・ ネーミングライツ - など	・ 指定管理者制度 ・ PFI ・ PFS ・ SIB ・ アウトソーシング - など	・ 企業等の資源・ノウハウの活用による、社会課題の解決に向けた、施策効果の拡張、新たな施策展開 - など

2. 公民連携の基本的な考え方

CSR や CSV、SDGs に取り組む企業に着目し、行政分野の取り組みと企業の事業活動といったサイクルを組み合わせることで、行政課題の解消と企業の売り上げ向上・企業価値の向上に繋がる新たな価値を生み出すものです。

「公」と「民」がお互いの強みを提供し合い、Win-Winとなる関係を築きながら、住民にとってもメリットのある「三方良し」の公民連携を目指します。



3. 公民連携の取組姿勢

- ① 対等な関係**
企業等との対話による相互理解を重視し、対等なパートナーとして信頼関係を築きます。
- ② 公平性の確保**
全ての企業等が提案できるように、常にかかれた窓口とします。
- ③ 迅速・柔軟な対応**
企業等との公民連携の取組みについて、迅速かつ柔軟に対応します。
- ④ 透明性の確保とアイデアの保護**
連携はオープンな過程の中で進めることを基本としますが、取組みの検討段階における独自のアイデアについては保護します。
- ⑤ 持続可能な関係構築**
目標を共有し、役割分担と責任の所在を明確にしたうえで、強みや資源を相互に提供する、持続可能な関係構築を目指します。

4. 公民連携のメリット・強み

- ① まちの課題解消・住民サービスの向上に向けて効率的かつ迅速に実施可能**
 - ・ 「公」と「民」がそれぞれの強みを生かして協力することで、町が単独で実施する場合よりも、目指すまちづくりの目標・課題の解消を効果的かつ速やかに達成できます。
 - ・ 予算編成等に捉われず、新たな取組みについて、いつでも実施可能です。
- ② まちづくりの新たな担い手の発掘**
 - ・ 新たな手法の導入や、フィールドを整えて民間サービスを町内で展開することで、行政が自ら取り組む方法（直営・委託等）ではなくとも目的を達成できます。
- ③ 事業実施の可能性やエビデンスの確認**
 - ・ サービスを本導入する前に実証をもって、効果を確認できます。
- ④ 新たな取組みの先行実施**
 - ・ 新たなサービスの実証に協力することで、他市町村では行われていない取組みをいち早く実施できます。

5. 公民連携の手法

① 包括連携協定（所管：経営戦略課）

- ・町と企業等が、町政の幅広い分野における連携と協働の取組みを、中長期的に継続して実施することを明文化するために締結します。

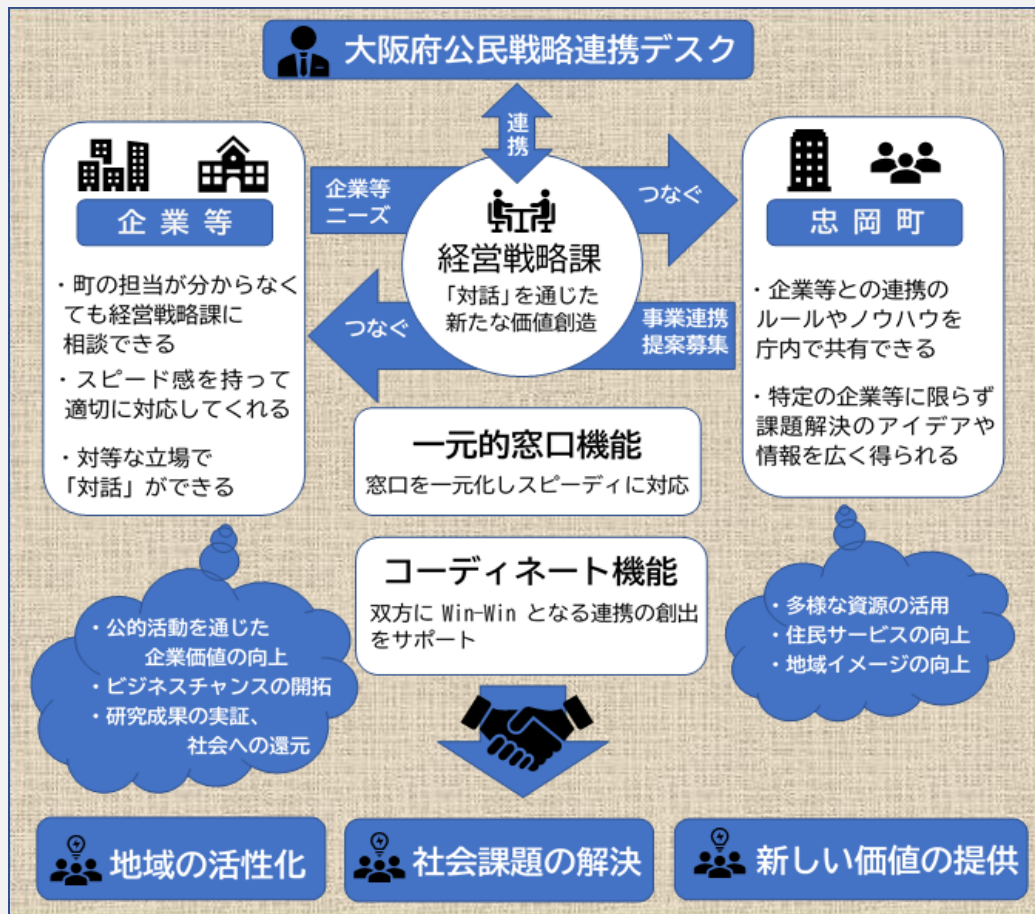
② 事業連携協定（所管：事業所管課）

- ・町と企業等が、個別分野における取組みを実施するにあたり、両者の役割分担や守秘義務等を明文化するなど、必要に応じて締結します。

③ その他の連携手法

- ・取組みの目的や性質に応じて、最適な手法を検討します。

6. 公民連携における経営戦略課の役割



7. 公民連携の進め方

(1) 連携事業の提案

① 自由提案型（企業等⇒町）

技術や経験等を活かした自由な発想による住民サービスの向上などの提案を募集します。

② 課題提示型（町⇒企業等）

町が抱える課題や企業等に求めたいアイデアなどの提案を募集します。

(2) 連携手法の検討

- ・対話を通じて企業等と町が Win-Win の関係となる連携スキームを模索します。
- ・事業所管課と調整の上、事業化の可否を検討し、協定締結や公募の必要性など最適な公民連携手法を検討します。

① 協定の締結

- ・包括連携協定
- ・事業連携協定

② その他の連携手法

- ・協定によらない個別連携の実施など

(3) 具体的な連携事業の実施

8. 公民連携の心構え

- ① 「公民連携は未来の扉を開く次の一手。あらゆる分野で、あらゆる場面で活用を。」
- ② 「行政の勇気と行動力が試されるとき。公民連携の活用は職員のチャレンジ精神が種となり鍵となる。」
- ③ 「公民連携は目的ではなく手段である。公民連携の目的は新たな価値の創造と獲得にある。」
- ④ 「企業等は行政のパートナー（対等な関係）。企業等を選ぶ立場に終始せず、企業等から選ばれる変革力ある行政へ。」